

令和4年3月1日現在

名桜大学新型コロナウイルス感染症拡大防止の活動指針 (適用期間：令和4年3月1日～3月31日)

指針	学生の入構	講義・演習・実習・ 実技 (学内)	講義・演習・実 習・実技 (学外)	課外活動	研究活動	大学運営	学外者の入構
ステップ②	感染拡大防止の措置 を講じた上で、入構可 能	遠隔授業と対面授業の ハイブリッド	感染状況及び受入施 設等との協議により、 担当教員と学部長等 で実施を判断する	「沖縄県対処方針 を踏まえた「活動指 針ステップ②」にお ける課外活動につ いて」(HPを確認) のとおり対応する	感染拡大防止の措置 を講じた上で、実施 する	感染拡大防止の措 置を講じた上で、 勤務を行う	原則として、許可され た学外施設利用者、学 内事業者及び関連業 者以外の入構を禁止 する